

# 水産物の放射性物質検査計画について（概要）

## 1 県産水産物の出荷制限等の状況

海面	国出荷制限指示 県出荷自粛要請	無し
内水面	国出荷制限指示	ギンブナ(手賀沼 <sup>※1</sup> )、コイ(手賀沼 <sup>※1</sup> )、ウナギ(利根川 <sup>※2</sup> )
	県出荷自粛要請	モツゴ(手賀沼)

※1 手賀沼及びこれに流入する河川(支流含む。)並びに手賀川(支流含む。)

※2 利根川のうち境大橋の下流(支流含む。ただし印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水機場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)手賀沼は支流に含まれる。

## 2 平成27年度の県実施検査の結果概要

### (1) 平成27年度検査実施結果

#### ア 海産魚種及び養殖魚

基準値(100Bq/kg)及び1/2基準値(50Bq/kg)を超えた魚種はなかった。

#### イ 内水面魚種

基準値を超えた魚種は2種、1/2基準値を超えた魚種は1種であった。

## 3 平成28年度の検査計画概要

### (1) 県実施検査(精密検査)[検査対象区域毎の検査頻度・検査対象魚種/検査予定数]

#### ア 海面

##### (ア) 検査頻度

27年度と同程度の頻度で検査を実施します。

##### (イ) 検査対象魚種

別紙参照

#### イ 内水面

##### (ア) 検査頻度

27年度と同程度の頻度で検査を実施します。

##### (イ) 検査対象魚種

別紙参照

#### ウ 養殖

##### (ア) 検査頻度

放射性物質の影響がほとんど無いことから、経営体及び魚種毎に年1回とし、27年度と同程度の頻度で検査を実施します。

##### (イ) 検査対象魚種

別紙参照

## エ 検査対象区域毎の検査予定数

	27年度計画	28年度	検査頻度 H27対比
海面	20検体/週	20検体/週	同程度
内水面	7検体/週	7検体/週	同程度
養殖	12種18検体	10種16検体	同程度

### (2) 県実施検査（簡易検査）

精密検査の他、漁業団体や市町村と協議のうえ実施する検査については、27年度と同様に実施します。※銚子に設置した簡易検査機器で実施

### (3) 県以外実施検査

関係団体等による検査については、27年度と同様に実施される見込み。（県は協力）

ア 漁業団体（大臣許可漁業）：広域回遊性魚種（カツオ、サバ、イワシ、サンマ等）を対象に検査が実施される見込み。

イ 市町村：銚子市、いすみ市、市川市で引き続き検査が実施される見込み。

# 千葉県における水産物の放射性物質検査の基本計画

平成 28 年 3 月 28 日  
千葉県農林水産部水産局漁業資源課  
電話 043 (223) 3039

本計画では、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(H28.3.25 改正原子力災害対策本部、以下「国の考え方」)、「農畜水産物等の放射性物質検査について」(H28.3.25 厚生労働省医薬食品局食品安全部長)、「東京電力(株)福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」(H25.9.3 原子力災害対策本部)、及び「汚染水問題による水産物の放射性物質調査の強化について」(H25.9.18 水産庁増殖推進部長)に基づき、検査方針を以下のとおり定める。

## 1. 検査対象品目

漁獲量や漁獲金額、地域の特産品、旬などの時期を考慮し、基本的に本県の主要な水産物(沿岸性魚種、広域回遊性魚種、内水面魚種及び養殖魚)について生息域(表層、中層、底層)に配慮して対象とする。

## 2. 検査対象区域・区分

県内漁業の操業実態を踏まえ、①銚子・九十九里(銚子市～長生郡一宮町)、②外房(いすみ市～南房総市白浜町)、③内房(館山市～安房郡鋸南町)、④東京湾(富津市～浦安市)、⑤内水面の区域、及び⑥養殖の計6区分とする。

## 3. 検査の対象魚種・頻度

対象魚種は、「国の考え方」を踏まえて見直した「放射性物質のモニタリング対象魚種分類」(別紙)を基本とし、これまでの調査・検査結果から、放射性物質の影響を受けやすい地域や、魚食魚、底魚、淡水魚(内水面)など高い数値が得られている魚種については、これらを考慮して検査回数を増やすなど重点をおいた検査(重点魚種)を実施するものとする。

検査の頻度は、重点魚種は週1回を基本とし、その他の魚種については適宜実施する。

## 4. 検査体制

### (1) 沿岸性魚種、内水面魚種及び養殖魚

・検査は、県と関係漁協等と連携の下、実施する。

### (2) 広域回遊性魚種(カツオ、サバ、イワシ、サンマ等)

・検査は、関係業界団体(大臣許可漁業)が主体となって実施する。

・県及び水揚港となる県内漁協は、サンプルの確保、発送等の手続きに協力する。

### 放射性物質のモニタリング対象魚種分類

区分	主な検査対象魚種
(沿岸性魚種) 海産魚種	イワシ類、サバ類、アジ類、ヒラメ、カレイ類、アイナメ、メバル・ソイ・カサゴ類、サメ・エイ類、マダラ、アオメエソ、ホウボウ類、ブリ類、タイ類、スズキ、マゴチ、タチウオ、フグ類、アナゴ類、ボラ、キンメダイ、カツオ類、イセエビ及びその他の甲殻類、アワビ類、アサリ及びその他の二枚貝類、イカ・タコ類、ノリ及びその他の海藻類
内水面 魚種	ワカサギ、ウグイ、モツゴ、コイ、ギンブナ、ゲンゴロウブナ、ドジョウ、ウナギ、アユ、スジエビ、テナガエビ、モクズガニ
養殖魚	ギンザケ、マダイ、ヒラメ、シマアジ、アワビ、アユ、ニジマス、ウナギ、ナマズ、ホンモロコ